

第35回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 令和2年5月22日(金) 午前10時
- 2 場所 滝沢市役所 2階 201会議室
- 3 日程
 - 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 業務報告について
 - 日程第 4 議案第 1号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
 - 日程第 5 議案第 2号 農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について
 - 日程第 6 議案第 3号 農地中間管理機構による農用地の買入協議に対する可否の決定について
 - 日程第 7 議案第 4号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について
 - 日程第 8 議案第 5号 贈与税の納税猶予に関する証明願いに対する可否の決定について
 - 日程第 9 議案第 6号 相続税の納税猶予に関する証明願いに対する可否の決定について
 - 日程第 10 議案第 7号 令和3年度農林関係税制改正要望事項の決定について
 - 日程第 11 議案第 8号 令和元年度滝沢市農業委員会事務等の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和2年度の活動計画(案)の決定について
 - 日程第 12 報告第 1号 農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について
 - 日程第 13 報告第 2号 農地等の現況に関する照会に対する報告について
 - 日程第 14 報告第 3号 農地転用届出の確認事務報告について
- 4 出席委員

農業委員	推進委員
1番委員 鈴木 文雄	菊地 和夫
3番委員 吉清水 秀明	宮林 和徳
4番委員 新田 義修	
5番委員 工藤 肇	
6番委員 武田 美紀	
7番委員 齊藤 文一郎	
8番委員 大森 泰英	
9番委員 齊藤 新一	
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局	事務局長	田村 範夫
〃	総括主査	海老澤 愛
〃	主 査	高橋 昂希

開会時刻 令和2年5月22日（金） 午前10時

議長 只今の出席農業委員は8名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。

なお、本日は推進委員2名が出席しております。

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮り致します。

本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。

議事録署名人につきましては、5番工藤肇委員と6番武田美紀委員を指名します。

書記には、事務局の海老澤総括主査と高橋主査を指名します。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

田村事務局長 私のほうから業務報告をさせていただきます。議案書は2ページをご覧ください。第35回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和2年4月25日から令和2年5月22日までの分となっております。

（第34回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

高橋主査 議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく案件は、所有権移転が2件、利用権設定の新規が1件となっております。それでは、説明させていただきます。議案書は4ページをご覧ください。

（議案書朗読説明）

以上について補足説明させていただきます。

整理番号1番と2番は、農地中間管理機構から特例事業により認定農

業者へ売買するものであり、所有権の移転を受けるものはいずれも、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。整理番号3番につきましては、農地中間管理機構の利用権の設定のため、本案件に関しては調査書の添付をしておりません。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、武田美紀農業委員、菊地和夫推進委員、宮林和徳推進委員が行っております。

整理番号1番及び2番の現地調査報告ですが、第34回総会の議案第5号で報告済みですので省略します。

整理番号3番の現地調査報告を、武田農業委員にお願いします。

武田農業委員 それでは、私の方から整理番号3番について、5月14日に菊地和夫推進委員と宮林推進委員と現地調査を実施しましたので、ご報告申し上げます。

整理番号3番につきまして、いずれの現地も、全体として広く農地として活用されていることが確認できました。

農地中間管理機構への権利の設定ということですので、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。

以上で、議案第1号の調査報告とさせていただきます。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

高橋主査 議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用配分計画(案)に対する意見の決定について説明します。議案書は9ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上について補足説明いたします。

今回権利の設定を受ける者は、認定農業者で地域農業マスタープランに「今後の地域の中心となる経営体」として位置付けられており、経営面積・従事日数など別添意見書のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えられます。

なお、本件は、議案第2号整理番号1番の案件で農地中間管理機構に農地中間管理権を設定することが決定した農地を、借受希望者に貸し付けするものです。事務手続き期間の短縮化を図る観点から、利用集積計画の決定公告の前ではありますが、農用地利用配分計画案への意見の決定についてを同日の総会において、ご審議いただくものであります。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、議案第1号において報告済みですので省略します。

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地中間管理機構による農用地の買入協議に対する可否の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

高橋主査 議案第3号、買入協議につきまして議案書は11ページをご覧ください。それと併せて別添資料もご覧ください。

まず、買入協議の制度について説明いたします。認定農業者又は農地の所有者から、農業委員会に対し基盤法に基づく農地のあっせんの申し出があった場合に、農業委員会が利用調整を行ってもなお、双方の合意が得られない場合、当制度を活用し確実に認定農業者等の担い手へ集積を行うものでございます。この手続きを行うことにより、農地の売り手側が1,500万円の特別控除を受けられることとなります。

今回の案件は、農地所有者からあっせんの申し出を受けた11筆の農地について、農地所有者と買受予定者で売買協議を行いました。双方が売買金額で合意にいたりませんでした。

しかし、本農地は優良農地であり、当該農地を含む周辺の地域におけ

る農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等から見て、効率的かつ安定的な農業経営を営む買受予定者に対して農用地等の集積を図るため、岩手県農地中間管理機構の買入れが特に必要であると認め、滝沢市長に対し買入協議の通知の要請を行うものであります。

(議案書朗読説明)

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告ですが、第32回総会の議案第1号で報告済みですので省略します。
これより質疑に入ります。

齊藤委員 今回の買入協議の内容というのは、買い手と売り手の差額の100万円を農地中間管理機構が負担してくれるということでしょうか。

高橋主査 差額の100万円というのは、両方で協議した結果、成立しなかったということですが、対象となる農地は優良農地のため中心経営体の方に集積を図ることが必要であるため、農業委員会から滝沢市長に対し、中間管理機構に対してこの農地の受け手である担い手を見つけてほしいという手続きを行います。

今回はその手続きの農業委員会から滝沢市をとおして中間管理機構へ買入をしてほしいという手続きになります。そのため、差額の100万円を中間管理機構が負担するものではありません。

議長 もう少し詳しく説明願います。

高橋主査 売り手は今回八幡平市の農地も合わせて売却を希望しており、その合計売却希望価格が通常の特例事業で受けられる800万円の控除額を越えてしまうため、1,500万円の控除を受けることができる買入協議制度を活用することとなったものです。

議長 他に質疑ございませんか。なければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

海老澤総括主査 議案第4号農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてご説明いたします。案件は1件です。議案書は14ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上について補足説明いたします。

整理番号1番は、農地でなくなってから20年経過しており、要領に基づき判断しますと、問題ないものと考えられます。

ちなみに、申請地は筆界未定地であったため、これまで農地パトロールの際に対象地として特定できませんでしたが、その後登記され境界が確定したということです。以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を、菊地推進委員にお願いします。

菊地推進委員 それでは私の方から議案第4号、整理番号1番について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、申請地見取図をご覧のとおりミクニ大釜工場のすぐ南側にあります。周囲の状況は、東側、西側、北側の三方が原野、南側は国道46号となっております。

以上について調査の結果、申請地は山林となっており、すでに農地性はないものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

吉清水委員 議案書の現地確認書の土地表示が違うようです。

海老澤総括主査 失礼いたしました。訂正いたします。

議長 他に質疑ございますでしょうか。

(質疑なし)

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 ここで換気のため休憩します。

(10時32分休憩)

(10時37分再開)

議長 それでは再開いたします。

議長 日程第8、議案第5号、贈与税の納税猶予に関する証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

海老澤総括主査 議案第5号、贈与税の納税猶予に係る証明について説明いたします。
案件は1件です。議案書は17ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上について補足説明いたします。

当案件に係る制度は、農業を営む者が、その農業の用に供している農地の全部を推定相続人の一人である農業後継者に贈与した場合には、後継者に課税される贈与税の納税が猶予される制度です。贈与者又は受贈者のいずれかが死亡したときに免除になります。

この制度は、受贈者が農業経営を継続する間、納税を猶予するものであり、対象となる農地等を譲渡、転用、耕作の放棄をした場合、又は農業経営を廃止した場合は、贈与税の全部又は一部に利子税を含め納付しなければなりません。

この制度の適用を受けた受贈者は、3年ごとに税務署に継続届出書を提出することになっており、関係法令により、農業委員会で発行する「引き続き農業経営を行っている等の証明書」を添付することになっております。

整理番号1番の申出者は、贈与を受けた後、当該農地が沼地であったため水が溜まるなど圃場の条件が悪かったことなどから徐々に耕作を放棄しておりましたが、今回、水が溜まる箇所を整備し再生させたということです。以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、宮林推進委員にお願いします。

宮林推進委員 それでは、議案第5号整理番号1番について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番は、令和元年度に実施されました農地パトロールにおいて、鶉飼沼森101-56が2号遊休農地、鶉飼沼森101-58がB分類と判定されておりました。

今回、対象となる農地を確認したところ、農地として作付けができる状態として管理されていることが確認できました。

以上、議案第5号整理番号1番についての報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第5号について、原案のとおり証明することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって議案第5号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長 日程第9、議案第6号、相続税の納税猶予に関する証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

海老澤総括主査 議案第6号相続税の納税猶予に係る証明について説明いたします。案件は1件です。議案書は19ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上につきまして補足説明いたします。

こちらの案件も議案第5号と同様になりますが、この制度の適用を受けた相続人は、3年ごとに税務署に継続届出書を提出することになっており、農業委員会では適用を受けている農地の現況を確認し、証明することになります。以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、宮林推進委員にお願いします。

宮林推進委員 それでは、議案第6号整理番号1番について、現地調査を実施しましたので報告いたします。
整理番号1番の申請者は、主に水稻の栽培を行っているということで、現地調査の結果、対象となる農地はすべて適正に肥培管理されており、問題ないものと見受けられました。
以上、議案第6号整理番号1番についての報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第6号について、原案のとおり証明することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長 日程第10、議案第7号、令和3年度農林関係税制改正要望事項の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

海老澤総括主査 議案第7号について説明させていただきます。議案書は21ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第7号について、原案のとおり要望することに決定してよろしいか、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第7号は原案のとおり要望することに決定することに決定いたしました。

議長 日程第11、議案第8号、令和元年度滝沢市農業委員会事務等の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和2年度の活動計画(案)の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

海老澤総括主査 議案第8号について説明させていただきます。議案書は25ページからご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

大森委員 ささまざまな目標が令和2年度に向けてありますけど、いつも思うことですが、常に集積・集約を謳っていますけど、小規模農家も大切にすることというのを謳ってもいいのではないかと、小規模農家への助言や支援があってもいいのではないかと思いますけど。

海老澤総括主査 滝沢市は100haを超える大規模農家というのはほとんどなく、兼業が中心で数ヘクタール程度の農家が過半を占めている状況です。そういった滝沢市の農家の実態を踏まえた上で進めてまいりたいと考えております。

議長 他に質疑ございませんか。なければ質疑を終了して採決に入ります。議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第12、報告第1号、農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

海老澤総括主査 報告第1号、農地転用を伴わない農地の現状変更届出について報告します。案件は2件です。議案書は37ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。以上で報告を終わります。

議長 日程第13、報告第2号、農地等の現況に関する照会に対する報告について、事務局より報告させます。

海老澤総括主査 報告第2号、農地等の現況に関する照会に対する報告について、報告いたします。議案書は39ページをご覧ください。

本案件は、民事執行法による売却の必要があったことから、盛岡地方裁判所執行官より、農地等の現況に関する照会があったものです。

(議案書朗読説明)

以上につきましては、現地調査結果を踏まえ、農地であるとして議案書40ページの回答書のとおり回答いたしました。以上で報告を終わります。

議長 日程第14、報告第3号、農地転用届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

海老澤総括主査 報告第3号、農地転用届出の確認事務報告についてご報告いたします。

案件は、5条の届出が1件となります。議案書42ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。以上で報告を終わります。

議長

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。
これをもって、第35回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和2年5月22日 午前11時10分

議 長

会議録署名人 5 番委員

会議録署名人 6 番委員

これは原本である。

令和2年5月22日

滝沢市農業委員会会長 齊 藤 新 一